

令和 8 年 10 月 1 日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等部企画課

企画課長 山田 孝樹

雇用環境改善・推進指導官 松林 友梨

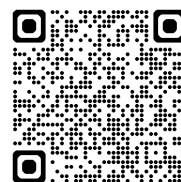
(代表電話) 048 (600) 6210

報道関係者各位

10 月～12 月は埼玉県「働き方改革推進期間」です ～ 年次有給休暇の取得促進 ～

埼玉労働局、埼玉県、県内労使団体で構成する埼玉県公労使会議（※）では、10 月～12 月を「働き方改革推進期間」（※※）と定め、働き方改革の取り組みを推進しています。

今年度は、11 月に県内 24 市町で「ねんりんピック」の交流大会が開催されるほか、11 月 14 日の「県民の日」には県内各地で様々なイベントが予定されています。埼玉県の魅力に触れる絶好の機会として複数日の年次有給休暇の取得を呼びかけています。



ポスターはこちら

※埼玉県公労使会議

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置している会議です。

〈構成機関・団体〉

埼玉労働局、埼玉県、連合埼玉、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)埼玉県商工会議所連合会、

埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、(一社)埼玉中小企業家同友会、埼玉経済同友会

※※取り組みの経緯（平成 29 年度開始）

取り組み名称：H29～ 年次有給休暇取得促進期間 R1～ 働き方改革推進期間